秋田県高等学校文化連盟規約

第 1 章 総 則

(名称•事務局)

第 1 条 本連盟は、秋田県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長所在の学校に置く。

(目 的)

第 2 条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内高等学校における文化活動の健全な発 展を図ることを目的とする。

(事 業)

- 第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1. 高等学校文化活動に関する調査・研究
 - 2. 文化に関する研修会・講習会・鑑賞会等の開催
 - 3. 高等学校に関する諸文化行事の開催
 - 4. 全国高等学校総合文化祭等への派遣
 - 5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

(組 織)

- 第 4 条 本連盟は、県内の公私立高等学校(特別支援学校高等部を含む)をもって組織する。
 - 2 県内を3地区(県北・中央・県南)に区分し、各地区に支部を置く。その規定は別に定 める。

(専門部会)

第 5 条 本連盟に、別表の部会を置き、その規定は別に定める。

第 2 章 機 関

(機 関)

- 第 6 条 本連盟に次の機関を置く。
 - 1. 評議員会
 - 2. 理事会 3. 常任理事会 4. 部会
 - 5. 支部
- 6.事務局

(評議員会)

- 第 7 条 評議員会は、各学校の校長をもって構成し、次の事項を審議決定する。
 - 1. 役員の選出
- 2. 規約の改廃 3. 部会の設置・改廃
- 4. 事業計画の承認
- 5. 予算の議決 6. 決算の承認

- 7. その他必要な事項
- 2 評議員会は、会長がこれを招集する。

(理事会)

第 8 条 理事会は、会長・副会長・部会長・部会委員長およびその他の理事で構成し、重要事項 を審議し、評議員会に提出する。 また、評議員会の決議に基づき、会務を処理すると ともに報告するものとする。

2 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(常任理事会)

- 第 9 条 常任理事会は、理事会で選出された理事で構成し、会務の企画にあたる。
 - 2 常任理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(部 会)

第 10 条 部会は、部会長・部会委員長およびその他の教職員をもって構成し、部会の運営にあたる。

(支 部)

第 11 条 支部は、支部長・支部理事長・支部事務局長およびその他の教職員をもって構成し、支 部の運営にあたる。

(事 務 局)

第 12 条 事務局は、事務局長および庶務・会計の事務局員で構成し、連盟の事務を処理する。

(会 議)

- 第 13 条 各機関の会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立するものとし、委任状は、これを認める。
 - 2 議決は、出席者の過半数による。

第3章 役 員

(役 員)

第 14 条 本連盟に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名(支部長を兼務)、評議員若干名、理事長1名、 理事若干名、常任理事若干名、監事3名、顧問若干名。

(役員等の選出)

- 第 15 条 役員等の選出は、次の方法による。
 - 1. 会長、副会長、部会長および監事は、評議員会で選出する。
 - 2. 理事は、各部会長、各部会委員長が兼ね、他に各校代表教員1名および会長の指名 するもの若干名は評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3. 理事長および常任理事は、理事会で選出し、評議員会の承認を得る。
 - 4. 顧問は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 5. 事務局長および事務局員は、会長が委嘱する。
 - 2 役員の兼任は妨げない。

(役員等の職務)

- 第 16 条 役員等の職務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 - 3. 評議員は、本連盟の事業等の審議にあたる。
 - 4. 部会長は、各部会を代表し、会務を統括する。
 - 5. 理事長は、理事会を統括し、会務を処理する。

- 6. 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- 7. 常任理事は、常任理事会を組織し会務を処理する。
- 8. 監事は、会計を監査する。
- 9. 顧問は、会長の諮問に応じる。
- 10. 事務局長は、連盟の事務を処理する。

(役員の任期)

- 第 17 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

(経 費)

- 第 18 条 本連盟の経費は、加盟校の負担金・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。 (会計年度)
- 第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 (会計経理)
- 第 20 条 本連盟の会計は、別に定める秋田県高等学校文化連盟会計規定による。

第5章 付 則

第21条 この規約は、昭和58年6月1日から施行する。

昭和60年5月9日改訂。 平成2年5月15日改訂。 平成8年5月30日改訂。 令和5年5月19日改訂。

〇別 表

専門部会

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、 マーチングバンド・バトントワリング、美術工芸、書道、写真、放送、囲碁、 将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学、茶・華道、情報、 無線 令和5年5月改訂